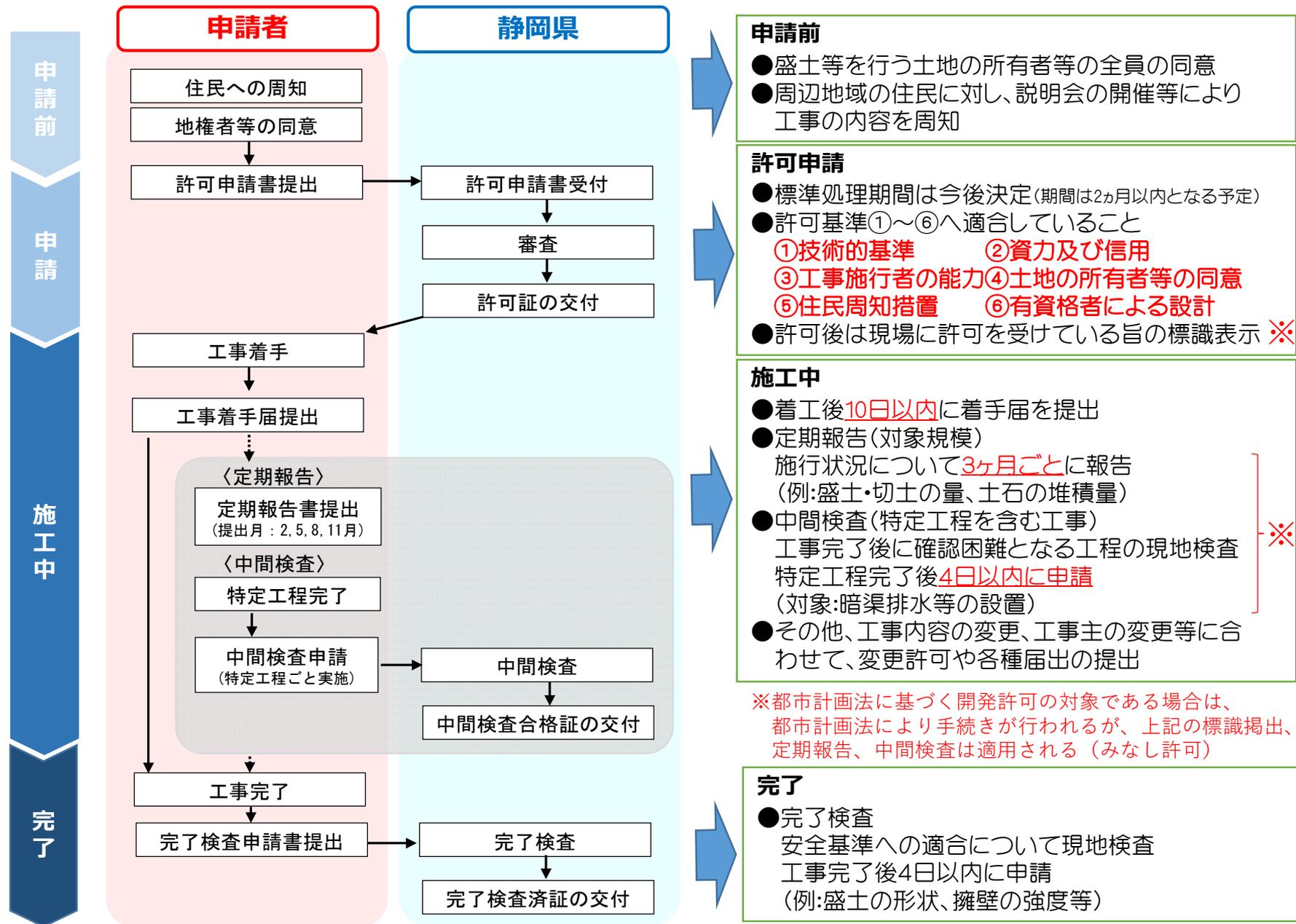


# ③ 許可申請の手続き

# 1 許可申請の流れ

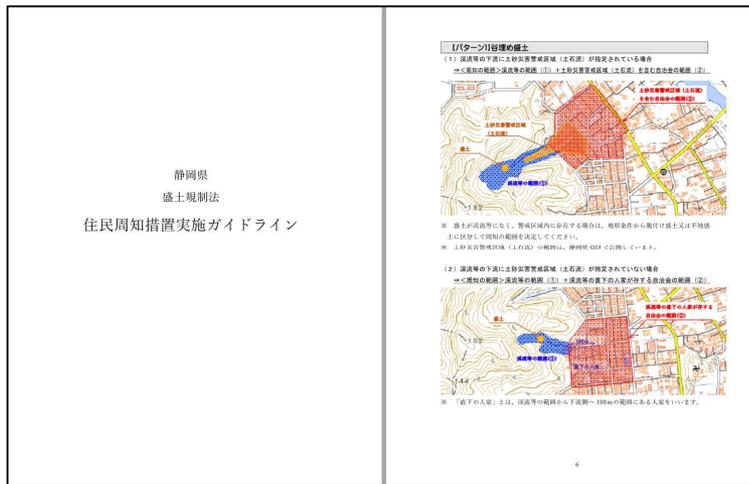


# 2 周辺住民の事前周知措置

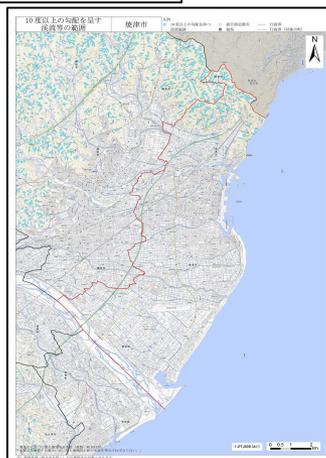


許可申請に係る工事については、**申請前**に周辺住民に工事内容を周知することが義務付けられています。

周知方法の詳細については「**住民周知措置実施ガイドライン**」に記載しています。



住民周知措置実施ガイドライン



下流等の範囲

事業者の皆様へ(盛土規制法関連)

▼パンフレット「静岡県の盛土規制」

▼運用に関する解説動画

▼解説動画

▼手続の詳細資料

申請の手引き

- 盛土規制法の許可申請を行うにあたって、必要な事項を説明する資料です。(後日、改めて公表します。)
- 住民周知措置実施ガイドライン**
- 盛土規制法の許可申請を行うにあたって必要な、住民周知措置について説明する資料です。(後日、改めて公表致します。)
- 住民周知措置実施ガイドライン(PDF:4.0MB)
- ▼下流等の範囲
- 下流等の範囲について(盛土規制法関連) 必要な資料となる「下流等の範囲」の範囲を説明するページです。

▼各種様式

静岡県ウェブサイト  
事業者の皆様へ(盛土規制法関連)  
(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/tochiriyu/1041004/1068121.html>)

## 2 周辺住民の事前周知措置



### 周知の方法

- ①～③のいずれかの方法で実施（各実施方法の詳細は「住民周知措置実施ガイドライン」参照）
- ① 住民説明会（工事の内容についての説明会）
  - ② 書面配布（工事の内容を記載した書面の配布）
  - ③ 掲示等（工事の内容の施行に係る土地及びその周辺の適当な場所への掲示＋インターネットを利用しての住民への閲覧）

ただし、溪流等に該当する土地（範囲は県ウェブサイトで公表）で行う高さが15メートルを超える盛土については、①住民説明会での実施が義務

### 周知の内容

下記の内容については必ず周知を行う必要があります。

また、周辺住民の理解を得るため、工事車両の数やルート、工事の時間帯等の内容についても適宜周知を行ってください。

#### 周知が必要となる内容

工事主の氏名又は名称

工事が施行される土地の所在地

工事施行者の氏名又は名称

工事の着手予定日及び完了予定日

盛土、切土又は土石の堆積の高さ（土石の堆積においては最大堆積高さ）

盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積

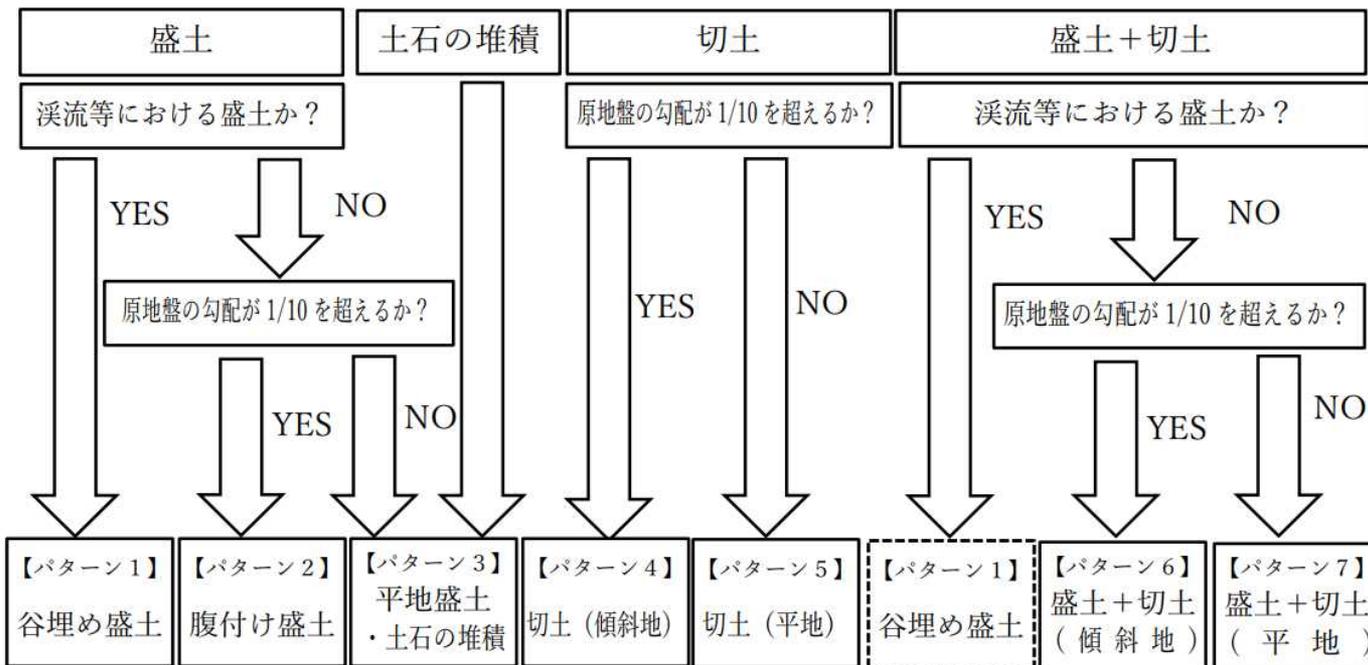
盛土、切土又は土石の堆積の土量（土石の堆積においては最大堆積土量）

盛土又は切土の目的

# 2 周辺住民の事前周知措置

## 周知の範囲

下記のフローチャートに沿って、各設定パターンごとの周知範囲を決定します。  
 (詳細は「住民周知措置実施ガイドライン」を参照)  
**※本日は盛土のパターン1～3を説明**



**溪流等(水色の着色箇所内で盛土を場合はパターン1)**

フローチャート

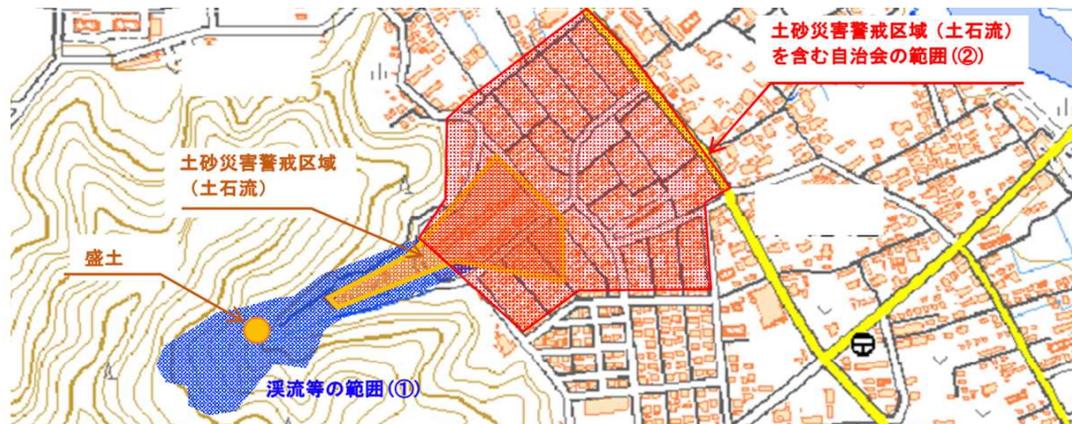
## 2 周辺住民の事前周知措置

### 周知の範囲

#### 【パターン1】 谷埋め盛土

(1) 溪流等の下流に土砂災害警戒区域（土石流）が指定されている場合

⇒ <周知の範囲> 溪流等の範囲（①） + 土砂災害警戒区域（土石流）を含む自治会の範囲（②）



(2) 溪流等の下流に土砂災害警戒区域（土石流）が指定されていない場合

⇒ <周知の範囲> 溪流等の範囲（①） + 溪流等の直下の人家を含む自治会の範囲（②）



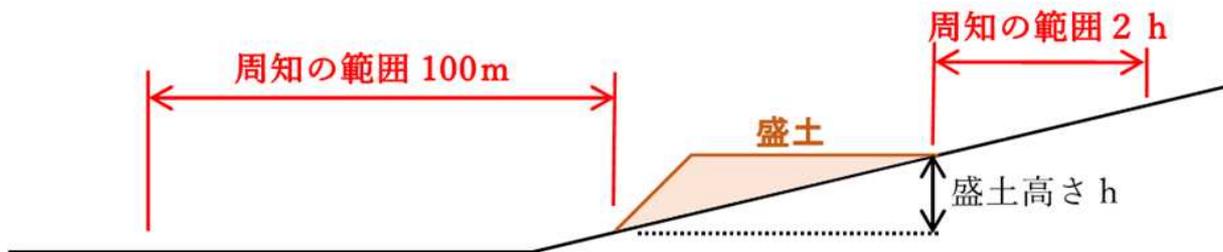
## 2 周辺住民の事前周知措置



### 周知の範囲

#### 【パターン2】腹付け盛土

⇒ <周知の範囲> 盛土の境界（法尻）から盛土の最大高さ  $h$  に対して水平距離  $2h$  (上限 100m) の範囲（ただし、下流方向にはその範囲を斜面直角方向に 100m に延長）



### 周知の範囲

#### 【パターン3】平地盛土・土石の堆積

⇒ <周知の範囲> 盛土等の境界（法尻）から盛土の最大高さ  $h$  に対して水平距離  $2h$  (上限100m) の範囲



# 3 権利者同意



許可申請に係る工事については、**申請前**に土地所有者等全員の同意を得ることが義務付けられています。

## 同意が必要な権利

所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利

区分	詳細
同意が必要な権利	土地の所有権
	土地の地上権
	土地の質権(当該土地を占有する不動産質権に限る)
	土地の賃借権
	土地の使用貸借権
	土地の使用収益権(永小作権、地役権(権利の内容によっては不要)等)
同意が不要な権利	土地の抵当権
	土地の根抵当権
	土地の先取特権等の担保物権(当該土地を占有する不動産質権を除く)
	土地上にある建築物のみに係る権利(賃貸住宅の賃借権)
	土地上にある工作物のみに係る権利

## 同意を得たことを証する書類

土地権利者同意書(参考様式5号)や契約書等で下記に記載する事項が記載されているもの

- ① 権利者の住所・氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名・その主たる事務所の所在地)
- ② 土地の所在地及び地番
- ③ 権利の種類
- ④ 同意年月日
- ⑤ 工事の内容

下記のいずれかの事業の施行に伴う工事の場合は、同意の取得に関する審査を省略

- ① 土地区画整理法に規定する土地区画整理事業
- ② 土地収用法の規定による告示に係る事業
- ③ 都市再開発法に規定する第一種市街地再開発事業
- ④ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に規定する住宅街区整備事業
- ⑤ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業
- ⑥ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業のうち同法に規定する使用権設定土地において行うもの

# 4 書類の一覧・綴りのルール



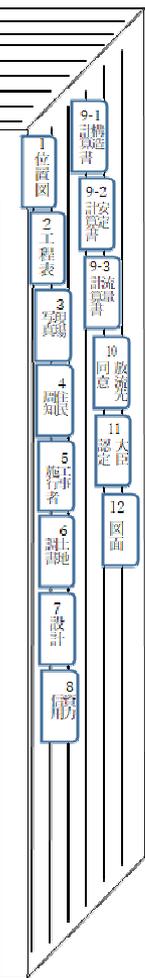
許可申請書への添付書類は下記のとおりです。  
 (下記は宅地造成・特定盛土等の申請の場合となります。申請内容により必要な書類は異なります。)

種別	添付書類
図面 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図面                             <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>位置図</li> <li>地形図</li> <li>土地の平面図※1</li> <li>土地の断面図※1</li> <li>排水施設の平面図</li> </ul> </div> </li> <li>崖の断面図</li> <li>擁壁の断面図</li> <li>擁壁の背面図</li> <li>崖面崩壊防止施設の断面図</li> <li>崖面崩壊防止施設の背面図</li> <li>・ 構造計算書(該当する擁壁、崖面崩壊防止施設等を設置する場合)</li> </ul>
土地 権利 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大臣認定擁壁の証明書(大臣認定擁壁を設置する場合)</li> <li>・ 安定計算書(大規模盛土などの場合)</li> <li>・ 設計者の資格に係る書類(高さ5m超の擁壁や、盛土・切土をする面積1,500㎡超の土地における排水施設がある場合)</li> <li>・ 求積図</li> <li>・ 工程表</li> <li>・ 排水施設流量計算書、防災計画平面図、防災施設構造図、防災施設構造計算書</li> <li>・ 土地調書</li> <li>・ 地権者等の同意を証する書類</li> <li>・ 土地登記事項証明書、公図の写し</li> </ul>
資力 ・ 信用 ・ 能力 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金計画書</li> <li>・ 盛土等に要する資金に係る預金残高証明書、資金借入又は融資証明書</li> <li>・ 直近3年間の財務諸表(法人の場合。貸借対照表、損益計算書、個別注記表)</li> <li>・ 直近3年間の納税証明書(個人は所得税、法人は法人税)</li> <li>・ 申請者の証明書類(個人は住民票の写し、法人は法人登記事項証明書)</li> <li>・ 役員全員の住民票の写し(法人の場合)</li> <li>・ 申請者の信用に関する申告書</li> <li>・ 工事施行者の施工能力を証する書類、住民票の写し又は法人登記事項証明書</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地付近の状況写真(撮影位置図を添付)</li> <li>・ 周辺地域の住民へ周知を講じたことを証する書類</li> <li>・ 申請書類のチェックリスト</li> </ul>

# 4 書類の一覧・綴りのルール



インデックス用仕切り紙



### 申請時の注意

- 申請窓口、提出部数については後日決定

### 書類作成時の注意

- 申請書類の詳細については「申請の手引き」の第II編にて解説
- 提出書類は、「申請の手引き」に記載の順番に綴り、左図のとおりインデックスを添付すること。(インデックスは添付書類に直接貼り付けず、仕切り紙に添付すること。)
- 申請前に、申請書類チェックリストで必要書類が揃っているか、技術的基準適合チェックリストで技術基準へ適合しているかを確認してから提出すること。

様式第二  
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

＜宅地造成及び特定盛土等に関する工事編＞  
許可申請書類一覧

項目	書類の種類	内容	備考	添付	備考
申請書	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請書	申請書の提出	申請書の提出	○	申請書
1	位置図	位置図	位置図の提出	○	位置図
2	工程表	工程表	工程表の提出	○	工程表
3	写真	写真	写真の提出	○	写真
4	概観	概観	概観の提出	○	概観
5	施行者	施行者	施行者の提出	○	施行者
6	土地	土地	土地の提出	○	土地
7	設計	設計	設計の提出	○	設計
8	図面	図面	図面の提出	○	図面
9-1	申請書	申請書	申請書の提出	○	申請書
9-2	設定書	設定書	設定書の提出	○	設定書
9-3	計測書	計測書	計測書の提出	○	計測書
10	散策券	散策券	散策券の提出	○	散策券
11	入札	入札	入札の提出	○	入札
12	図面	図面	図面の提出	○	図面

# 5 許可申請書の記載



様式第二

## 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

① 第12条第1項 { <del>第30条第1項</del> } の規定により、許可を申請します。 ×年×月×日 静岡県知事 ×××× 殿		③ ※手数料欄											
申請者 氏名 ② 株式会社シズオカケン 代表取締役社長 静岡 太郎													
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	静岡県静岡市葵区追手町××番地 株式会社シズオカケン (別紙参照) ④												
2 設計者住所氏名	静岡県磐田市見付×番地 イワタ設計事務所 浜松 一郎 ○ ⑤												
3 工事施行者住所氏名	静岡県島田市道悦×番地 有限会社シマダ 代表取締役 菊川 二郎 ⑥												
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	静岡県袋井市山名町×-× 外×筆 (緯度: 34.××××××、経度: 138.××××××) ⑦												
5 土地の面積	700 平方メートル ⑧												
6 工事着手前の土地利用状況	空き地(宅地) ⑨												
7 工事完了後の土地利用	従業員用駐車場(宅地) ⑨												
8 盛土のタイプ	平地盛土・ <b>腹付け盛土</b> ・谷埋め盛土 ⑩												
9 土地の地形	溪流等への該当 有・ <b>無</b> ⑪												
10 工事概要	イ 盛土又は切土の高さ	6メートル ⑫											
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	500 平方メートル ⑬											
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土 1,200 立方メートル 切土 100 立方メートル ⑭											
	ニ 擁壁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>構造</th> <th>高さ</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>RC構造</td> <td>6メートル</td> <td>10メートル</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>間知石練積み造</td> <td>2メートル</td> <td>10メートル</td> </tr> </tbody> </table>	番号	構造	高さ	延長	1	RC構造	6メートル	10メートル	2	間知石練積み造	2メートル
番号	構造	高さ	延長										
1	RC構造	6メートル	10メートル										
2	間知石練積み造	2メートル	10メートル										
ホ 崖面崩壊防止施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>高さ</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>大型かご枠工</td> <td>2メートル</td> <td>20メートル</td> </tr> </tbody> </table>	番号	種類	高さ	延長	3	大型かご枠工	2メートル	20メートル	⑮			
番号	種類	高さ	延長										
3	大型かご枠工	2メートル	20メートル										
ヘ 排水施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>種類</th> <th>内法寸法</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>コンクリート側溝</td> <td>19センチメートル</td> <td>20メートル</td> </tr> </tbody> </table>	番号	種類	内法寸法	延長	4	コンクリート側溝	19センチメートル	20メートル	⑮			
番号	種類	内法寸法	延長										
4	コンクリート側溝	19センチメートル	20メートル										
ト 崖面の保護の方法	擁壁及び大型かご枠の設置 ⑯												

### ② 【申請者】

工事主が申請者となります。(工事主とは、工事の請負契約の注文者又は自ら工事をする者となります。)

### ⑦ 【土地の所在地及び地番】

所在地及び地番については、「5 土地の面積」に記載する土地の地番を全て記載してください。(記入欄に書ききれない場合は、「外×筆」と記載し、別紙により記載いただいで構いません。) また、緯度経度については、盛土・切土の高さが最大となる箇所を代表地点とし、緯度及び経度を10進法で世界測地系小数点以下第6位まで記載してください。

緯度・経度は静岡県地理情報システム (<https://www.gis.pref.shizuoka.jp>) から計測ができます。(例:静岡県庁 緯度34.976893、経度138.382977)

### ⑧ 【土地の面積】

工事をする土地及び工事に関連する土地(工事に関連して一体的に利用する土地)の面積を記載してください。

### ⑨ 【工事着手前の土地利用状況・工事完了後の土地利用】

具体的な利用実態を記載した上で、括弧書きで下記の分類での土地の種別を記載してください。工事完了後の土地利用については建築物等の建築の有無等及び具体的な内容を記載してください。

土地の種別	定義
宅地	「農地等」及び「公共施設用地」以外の土地
農地等	農地 農地法・森林法による、「農地」、「採草放牧地」及び「森林」を指し、その利用に必要な農道、農業用排水施設を含む。 探草放牧地 森林 (不動産登記法の地目ではない。)
公共施設用地	道路、公園、河川等、公共の用に供する施設の用に供されている土地(供されることが決定している土地を含むが、供されなくなることが決定している土地は含まない。)

# 5 許可申請書の記載



参考 緯度及び経度の調べ方  
静岡県地理情報システム(<https://www.gis.pref.shizuoka.jp>)

静岡県 GIS

住所・キーワードを入力してください

計測 作図 ルート 保存 全画面

①計測をクリック

緯度: 35.033172  
経度: 138.415819  
UTM座標: 54STD64267978  
住所: 日本、〒420-0901 静岡県静岡市葵区  
北沼上  
標高: 112m

計測

以下のボタンをクリックして、  
地図上で計測地点を指定してください。

位置 距離 面積  
周長

②位置をクリック

③地図上の座標を取得したい位置でダブルクリック

54STD63508050 54STD64008050 54STD64508050 54STD65008050 54STD65508050  
54STD63008050 54STD63508050 54STD64008050 54STD64508050 54STD65008050 54STD65508050  
54STD63008000 54STD63508000 54STD64008000 54STD64508000 54STD65008000 54STD65508000  
54STD63007950 54STD63507950 54STD64007950 54STD64507950 54STD65007950 54STD65507950  
54STD63007900 54STD63507900 54STD64007900 54STD64507900 54STD65007900 54STD65507900

# 5 許可申請書の記載



チ	崖面以外の地表面の保護の方法	芝張	17
リ	工事中の危害防止のための措置	落石防止柵、防災調整池の設置	18
ヌ	その他の措置	雨水等の処理は釜場を設けポンプアップにて下水に流す	19
ル	工事着手予定年月日	×年×月×日	20
ラ	工事完了予定年月日	×年×月×日	
ワ	工程の概要	別紙工程表のとおり	
11	その他必要な事項	×市×条例に係る手続き中(×年×月頃許可取得予定)	21

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年月日			年月日
第号			第号
係員氏名			係員氏名

【注意】

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。
- 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

## ⑳ 【工事着手予定年月日】

許可取得後速やかに工事に着手する場合は、「許可取得日の●日後」と記載してください。

## ㉑ 【その他必要な事項】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて、他の法令による許可、認可等を要する場合のみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第二 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

① 申請者欄  
宅地造成及び特定盛土等規制法(第30条第4項)の規定により、許可を申請します。  
×年×月×日  
静岡県知事 ××× 殿  
申請者 氏名 株式会社シズオカケン  
代表取締役社長 静岡 太郎

② 申請手数料欄  
1 工事主任 氏名 静岡県静岡市須賀川町××番地 株式会社シズオカケン(法人役員(西氏名)) (別紙添付) ④  
2 設計者 氏名 静岡県静岡市清水×番地 イテック設計事務所 高橋 一郎 ○ ⑤  
3 工事施行者 氏名 静岡県高知市宮原×番地 有限会社ヤマダ 代表取締役 亀田 二郎 ⑥  
4 土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度) 静岡県静岡市山崎町××× 外×番(緯度:34.×××××××、経度:138.×××××××) ⑦  
5 土地の面積 700平方メートル ⑧  
6 工事着手後の土地利用状況 空き地(平地) ⑨  
7 工事完了後の土地利用 農業用利用(平地) ⑩  
8 盛土のタイプ 平地盛土・掘付け盛土・管理用盛土 ⑪  
9 土地の地形 溪流等の該当 有・無 ⑫  
イ 盛土又は切土の高さ 6メートル ⑬  
ロ 盛土又は切土をする土地の面積 500平方メートル ⑭  
ハ 盛土又は切土の土量 盛土 1,200立方メートル  
切土 100立方メートル ⑮

10 工事の概要  
ニ 掘 1 掘削 高さ 6メートル 延長 10メートル  
2 掘削石積等造 2メートル 10メートル  
ホ 崖面崩壊防止施設 番号 種類 高さ 延長  
3 大型かご柵止 2メートル 20メートル  
セ 排水施設 番号 種類 内径・法 延長  
4 コンクリート側溝 19センチメートル 20メートル

ト 崖面の保護の方法 護壁及び大型かご柵の設置 ⑯

記入方法  
①【第12条第1項又は第30条第1項】該当しない規定を採消してください。  
なお、盛土又は切土をする土地が複数の規制区域に跨る場合には、第12条第1項の規定とさせていただきます。  
②【申請者】工事主が申請者となります。(工事主自身が申請者となる者となります。)法人であるときは、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。  
③【手数料】記入は不要です。申請の際には、次ページのとり書又は切土をする土地の面積に応じた手数料が必要となります。  
④【工事主任氏名】工事主が法人であるときは、工事主任の氏名を、法人役員(会社法その他の法人の職務法において規定する役員のうち、業務執行する権限を有する者を含む)の住所氏名を記入してください。  
⑤【設計者住所氏名】申請内容に、以下の「資格を有する者の設計によらなければならない工事」を含むときは、氏名の横に○印を付してください。  
資格を有する者の設計によらなければならない工事  
・ 高さ6メートルを超える構造物の設置  
・ 盛土又は切土をする土地の面積が1,000㎡を超える土地における排水施設の設置  
⑥【工事施行者住所氏名】工事施行者が申請時点未定とする場合は、工事着手前に工事施行者の能力を証する書類(別様式4号)を提出し、工事施行能力に係る審査を受けてください。  
⑦【土地の所在地及び地番】所在地及び地番については、「5 土地の面積」に記載する土地の地番を全て記載してください。(記入漏れに書ききれない場合は、「外×番」と記載し、別紙により記載いただいで構いません。)また、緯度経度については、盛土、切土の高さが最大となる箇所を代表地点とし、緯度及び経度を10進法で世界測地系小数点以下第6位まで記載してください。緯度・経度は静岡県地理情報システム(<https://www.gis.pref.shizuoka.jp>)から計測ができます。(例:静岡県 緯度 34.978893、経度 138.382977)  
⑧【土地の面積】工事をする土地及び工事に関連する土地(工事に関連して一体的に利用する土地)の面積を記載してください。  
⑨【工事着手前の土地利用状況・工事完了後の土地利用】具体的な利用用途を記載した上で、括弧書きで下記の方法での土地利用の種別を記載してください。工事完了後の土地利用については建築物等の影響の有無等及び具体的な内容を記載してください。  
土地の種別 定義  
宅地 「農地等」及び「公共施設用地」以外の土地  
農地 農地法・森林法による、「農地」、「保水放牧地」及び「森林」を指し、その利用に必要な農道、農業用排水施設を含む。  
農用排水施設用地 (不動産登記法の目的ではない)  
森林 森林法による「森林」を指し、その利用に必要な農道、農業用排水施設を含む。  
公共施設用地 道路、公園、河川等、公共の用に供する施設の利用に供されている土地(供されることが決定している土地を含むが、供されなくなることも決定している土地は含まない。)  
⑩【盛土のタイプ】複数の盛土タイプに該当する場合は、全て選択してください。切土のみの場合は記載不要です。タイプは下記の通りとなります。  
(1)平地盛土:勾配1/10以下の平地地において行われる盛土で管理用盛土に該当しない盛土

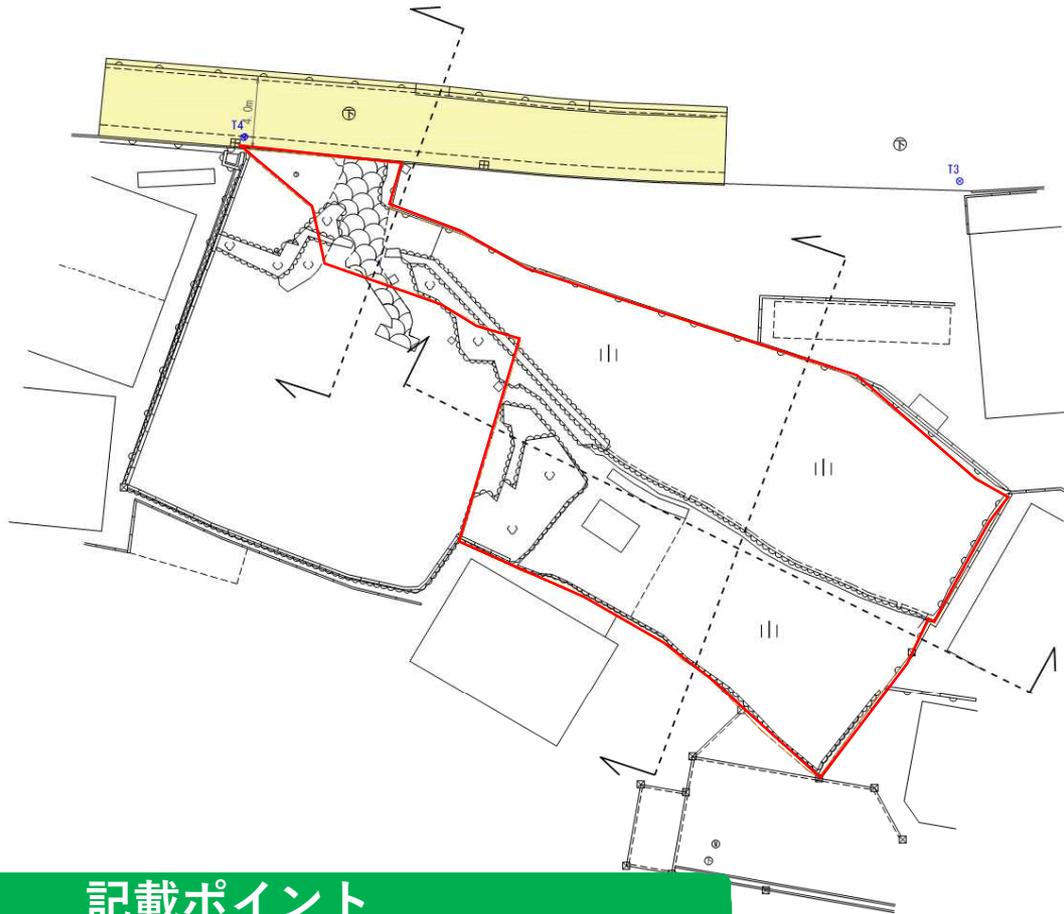
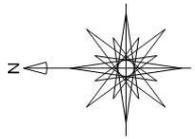
今後、より詳細な記載方法を記した解説を公開します。

# 6 図面の記載

図面等	土地の形質変更	土石の堆積
位置図	●	●
公図写	●	●
地形図	●	●
土地の平面図	●	●
土地の断面図	●	●
排水施設の平面図	●	—
崖の断面図	●	—
擁壁の断面図	●	—
擁壁の背面図	●	—
崖面崩壊防止施設の断面図	●	—
崖面崩壊防止施設の背面図	●	—
求積図	●	●
防災計画平面図	●	●
防災施設構造図	●	—



# (参考図) 地形図



## 凡 例

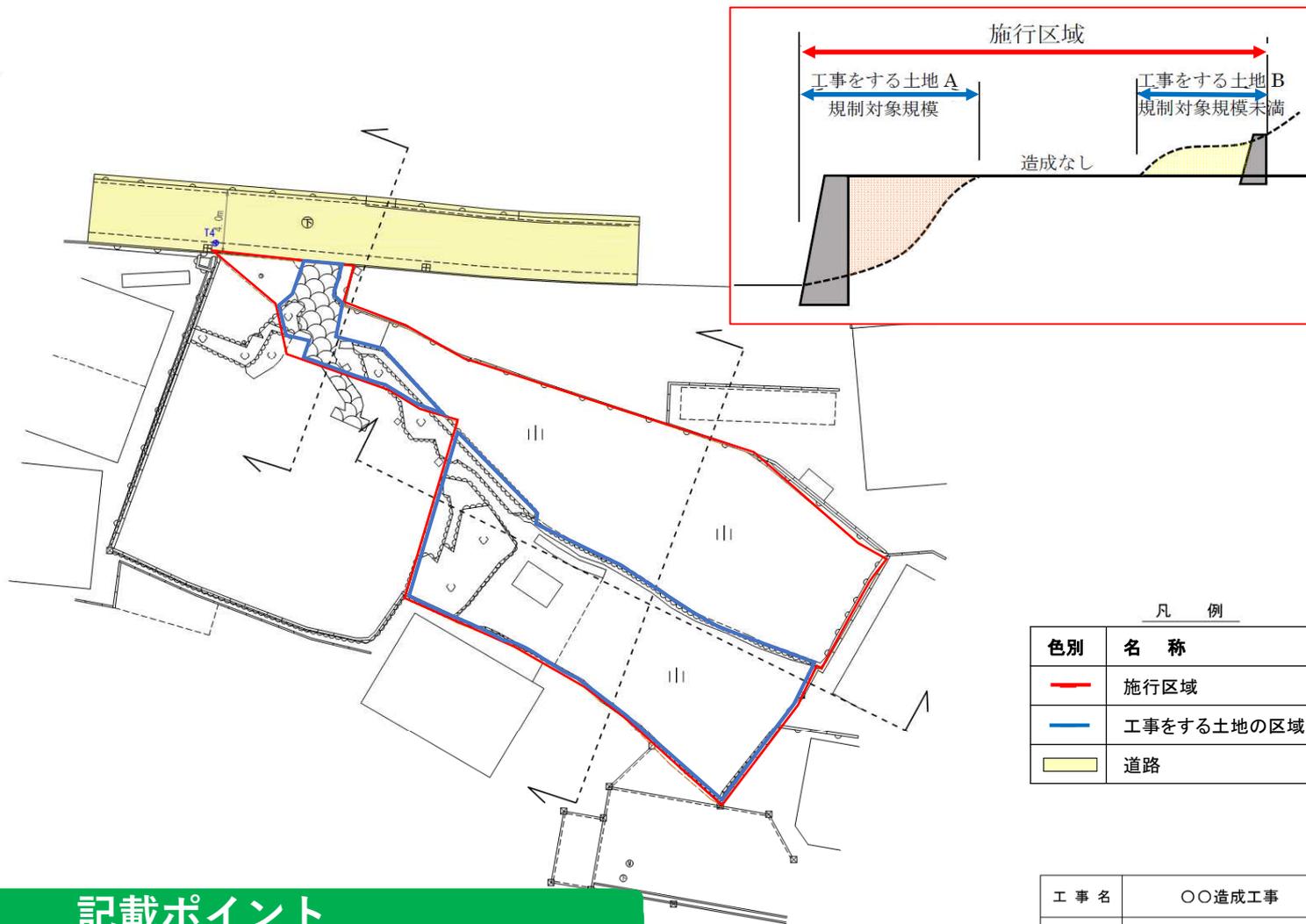
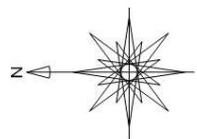
色別	名 称
	施行区域 工事をする土地の区域
	道路

## 記載ポイント

- ・ 施行区域の境界 (赤線)
- ・ 工事をする土地の区域の境界 (青線)

工 事 名	○○造成工事		
図面名称	地形図		
図面番号	2	縮尺	1 : 250
設 計 者	○○○○○	印	
申 請 者	○○○○○○		

# (参考図) 地形図 (施行区域と工事をする土地の区域が異なる場合)



## 凡 例

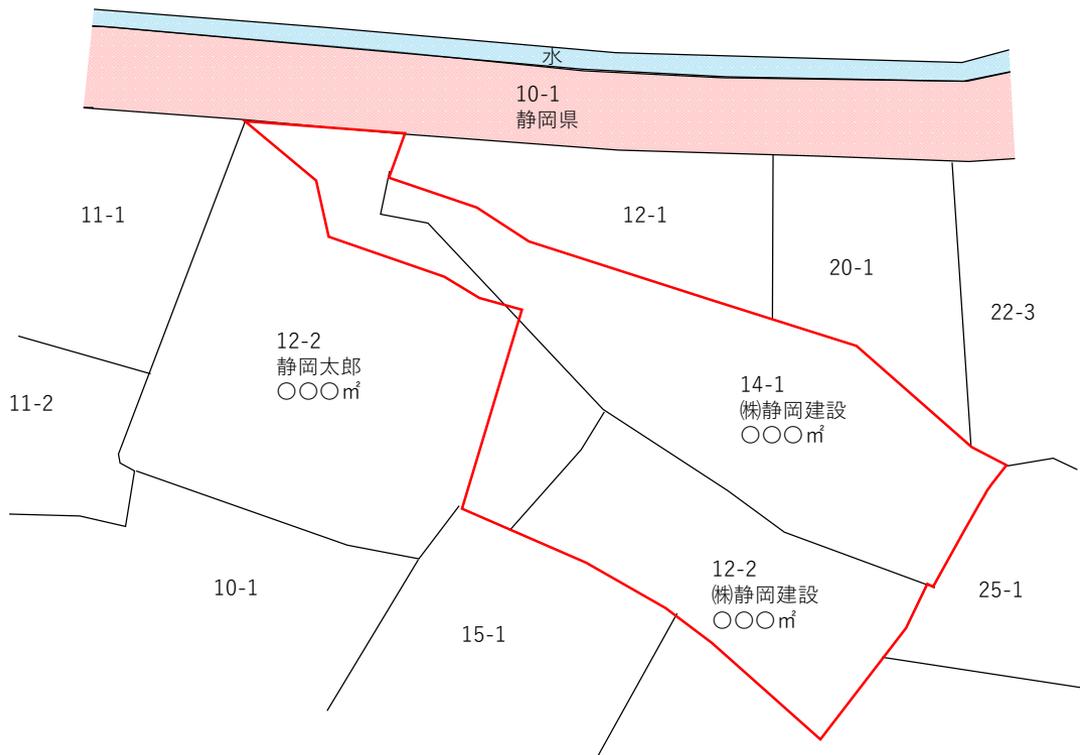
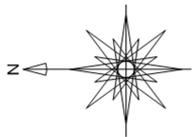
色別	名 称
— (赤線)	施行区域
— (青線)	工事をする土地の区域
■ (黄色)	道路

工 事 名	○○造成工事		
図面名称	地形図		
図面番号	2	縮尺	1 : 250
設 計 者	○○○○○	印	
申 請 者	○○○○○○		

## 記載ポイント

- ・ 施行区域の境界 (赤線)
- ・ 工事をする土地の区域の境界 (青線)

# (参考図) 公図写



色別	名称
—	施行区域
■	道路
■	水路

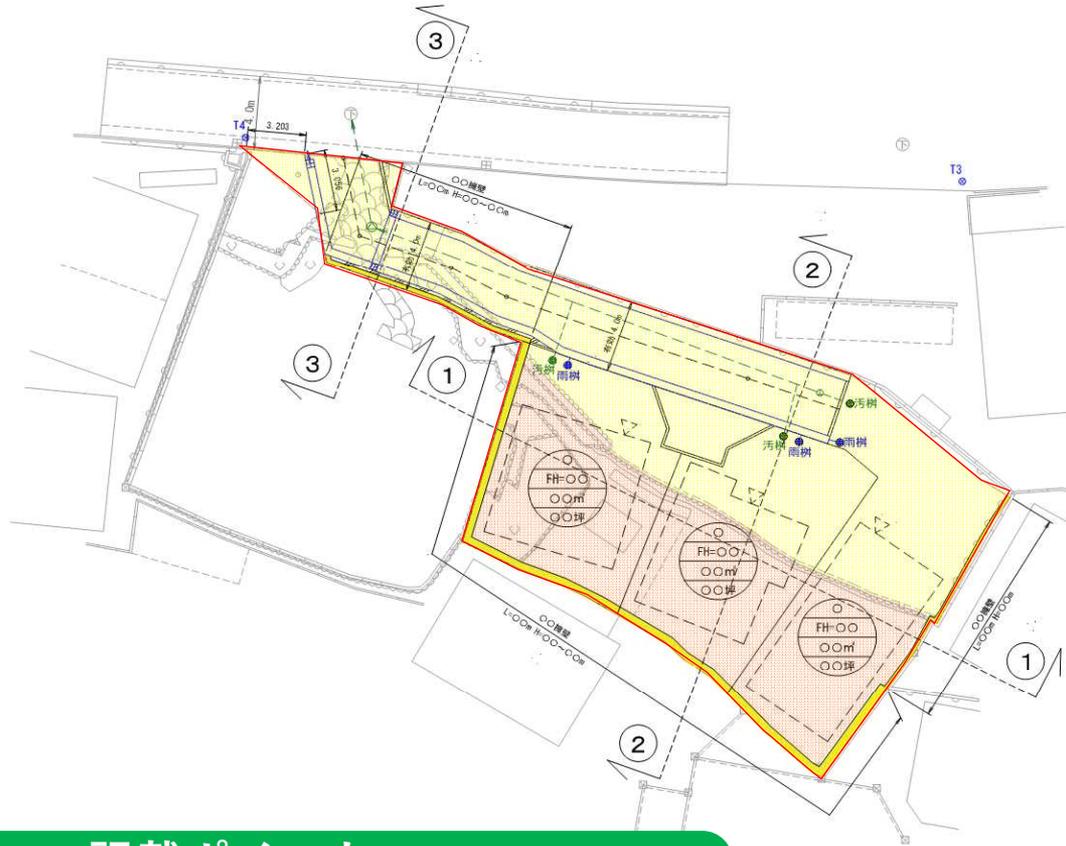
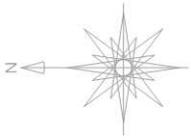
## 記載ポイント

- ・ 地番、地目、所有者名、面積
- ・ 官有地の種別
- 河川 (淡青色)、道路 (淡赤色)

※複数の公図に跨る場合は、合成公図を作成

工事名	〇〇造成工事		
図面名称	公図写		
図面番号	縮尺	1 : 250	
設計者	〇〇〇〇〇	印	
申請者	〇〇〇〇〇〇		
作成年月日	〇〇〇〇〇〇		

# (参考図) 土地の平面図



## 凡 例

色 別	名 称
<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	施行区域 工事をする土地の区域
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	建築物敷地用地
<span style="border: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	予定建築物（戸建）
<span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	コンクリート擁壁
<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	境界工〇〇
<span style="background-color: #cccccc; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	コンクリート舗装
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	位置指定道路
<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	共有地
<span style="border: 1px solid purple; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	FX割溝〇〇×〇〇
<span style="background-color: #ccccff; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	FX築水樹〇〇×〇〇
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	〇〇組立マンホール
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	小口径塩ビφ〇〇マンホール
<span style="border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span>	汚水管VUφ〇〇
<span style="border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 10px;"></span>	汚水管内納付φ〇〇・取付管VUφ〇〇
<span style="border-bottom: 1px solid blue; display: inline-block; width: 10px;"></span>	雨水管内納付φ〇〇・取付管VUφ〇〇
<span style="border-bottom: 1px solid blue; display: inline-block; width: 10px;"></span>	雨水管VUφ〇〇
<span style="background-color: #ffcc99; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	盛土
<span style="background-color: #ffff99; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	切土

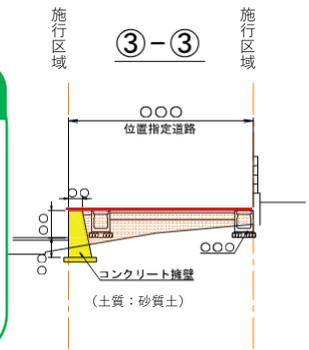
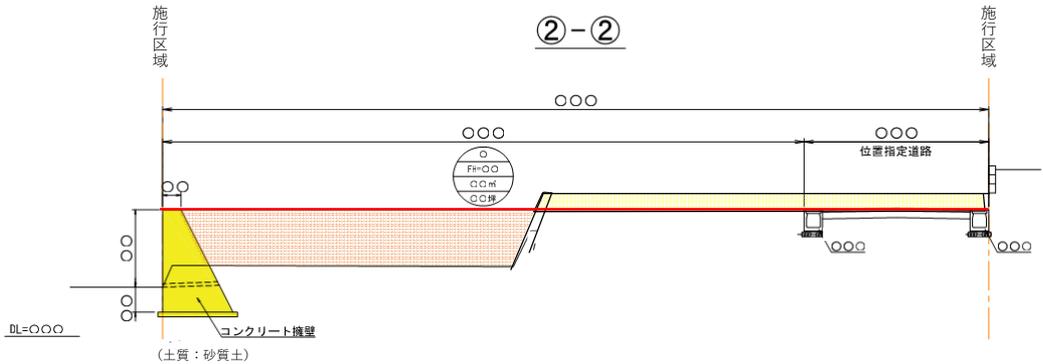
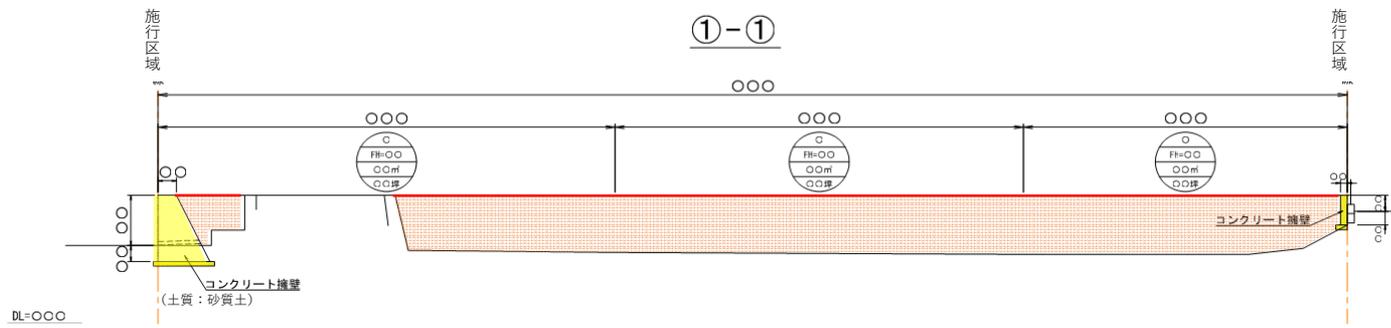
## 記載ポイント

- 盛土又は切土
- 盛土（淡橙色）：高さ、面積、土量
- 切土（淡黄色）：高さ、面積、土量

	盛土	切土
高さ (m)	〇〇	〇〇
面積 (㎡)	〇〇	〇〇
土量 (㎡)	〇〇	〇〇

工 事 名	〇〇造成工事		
図 名 称	土地の平面図		
図 番 号	3	縮 尺	1 : 250
設 者	〇〇〇〇〇	印	
申 請 者	〇〇〇〇〇〇		

# (参考図) 土地の断面図



## 凡例

色別	名称
--- (dashed line)	施工区域 工事をする土地の区域
淡橙色 (light orange)	盛土
淡黄色 (light yellow)	切土
黄色 (yellow)	コンクリート擁壁

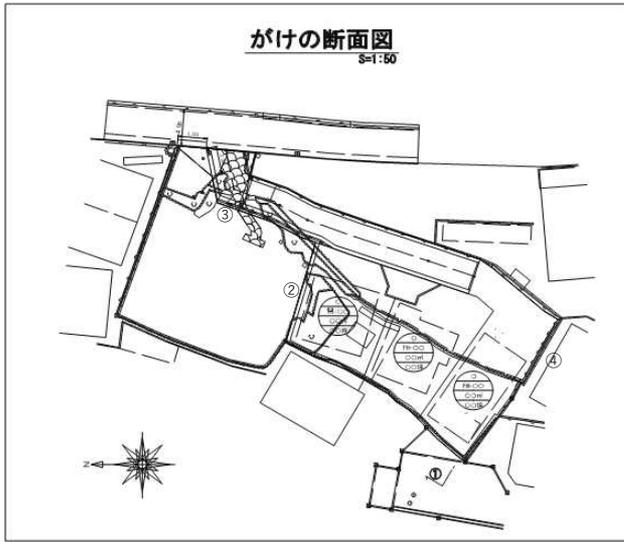
## 記載ポイント

- ・ 地盤高状況及び土質の種別
- ・ 計画高状況 (赤線)
- 盛土 (淡橙色)
- 切土 (淡黄色)

工事名	〇〇造成工事		
図名称	土地の断面図		
図番号	4	縮尺	1:100
設者	〇〇〇〇	印	
申請者	〇〇〇〇〇		

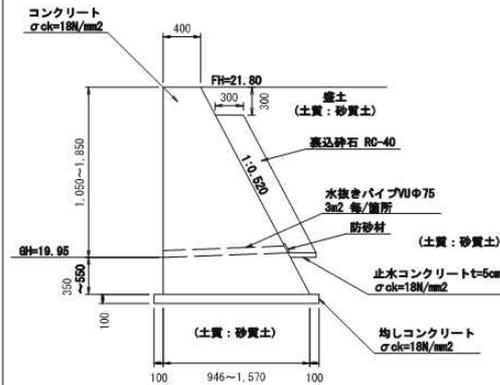
# (参考図) 崖・擁壁の断面図

がけの断面図  
S=1:50

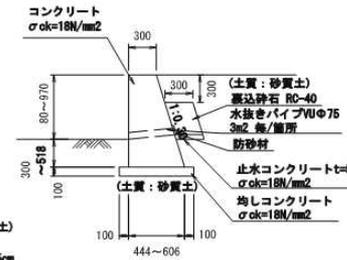


擁壁構造図

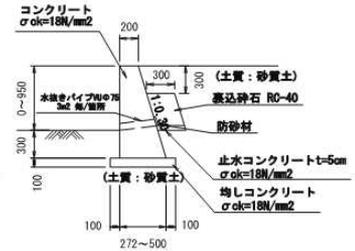
①号擁壁  
S=1:50  
H=1.0m以下



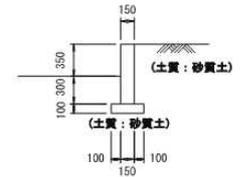
②号擁壁  
S=1:50  
(土留め小構造物)  
H=1.0m以下



③号擁壁  
S=1:50  
(土留め小構造物)  
H=1.0m以下

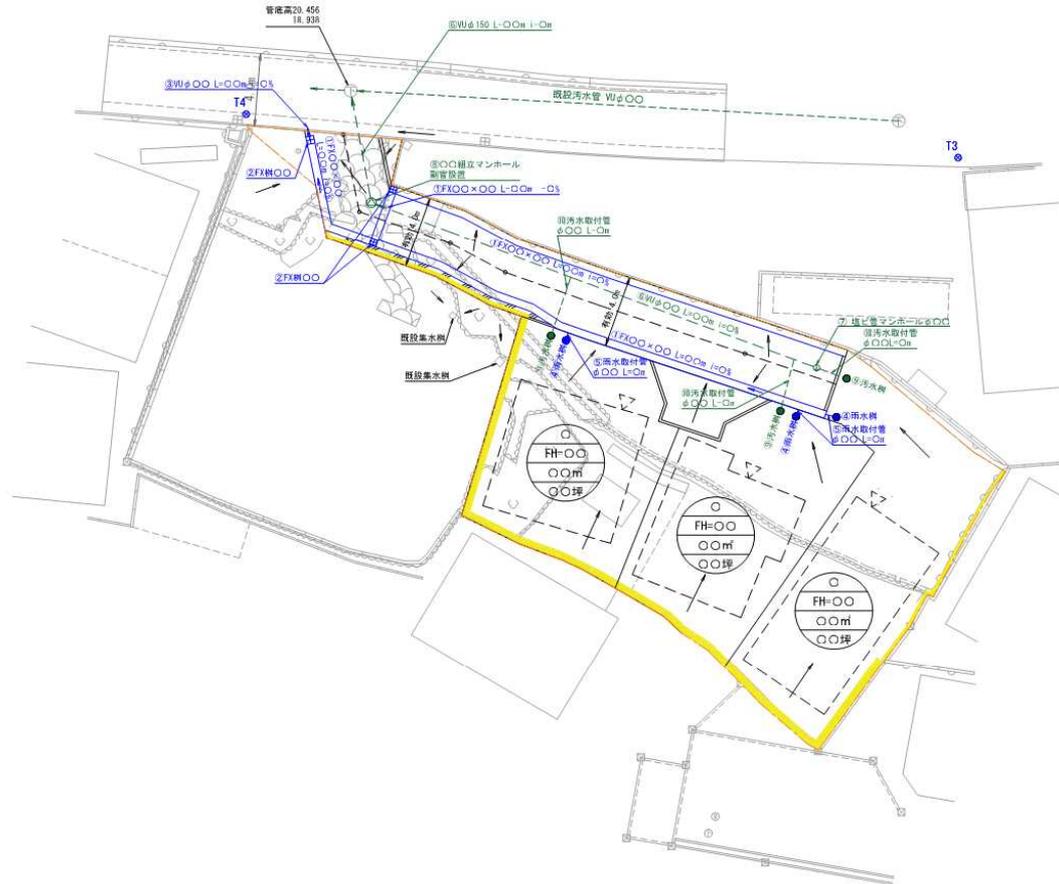
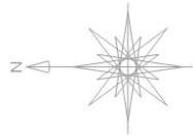


④号擁壁  
S=1:50  
(土留め小構造物)  
H=1.0m以下



工事名	〇〇造成工事		
図面名称	崖・擁壁の断面図		
図面番号	6・7	縮尺	図示
設計者	〇〇〇〇	印	
申請者	〇〇〇〇〇		

# (参考図) 排水施設の平面図



## 凡 例

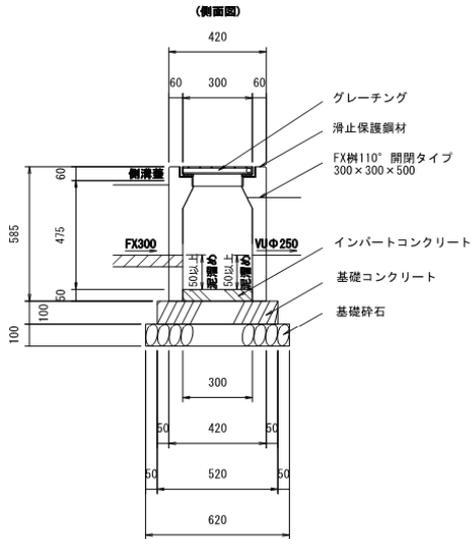
色 別	名 称
	施行区域 工事をする土地の区域
	建築物敷地用地
	予定建築物 (戸建)
	コンクリート擁壁
	境界エコー
	コンクリート舗装
	位置指定道路
	共有地
	FX樹溝φ100×φ100
	FX集水樹φ100×φ100
	φ100組立マンホール
	小口径値φ100マンホール
	汚水管WUφ100
	汚水宅内排水φ100・取付管WUφ100
	雨水宅内排水φ100・取付管RWφ100
	雨水管RWφ100

工 事 名	〇〇造成工事		
図 名 称	排水施設の平面図		
図 番 号	5	縮 尺	1 : 250
設 者	〇〇〇〇	印	
申 請 者	〇〇〇〇〇		

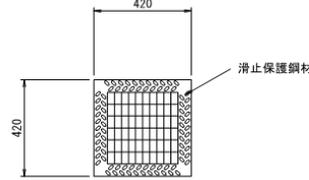
# (参考図) 排水断面図

**FX樹300×300**

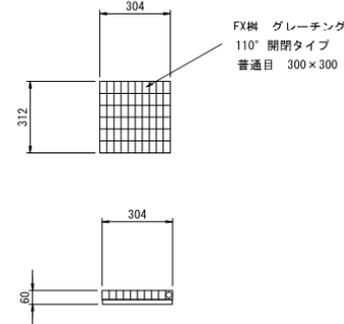
T-25 S=1:20



(平面図)

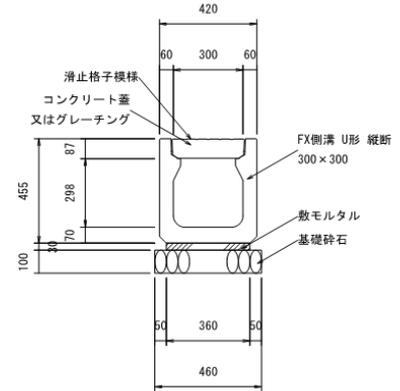


(グレーチングふた)



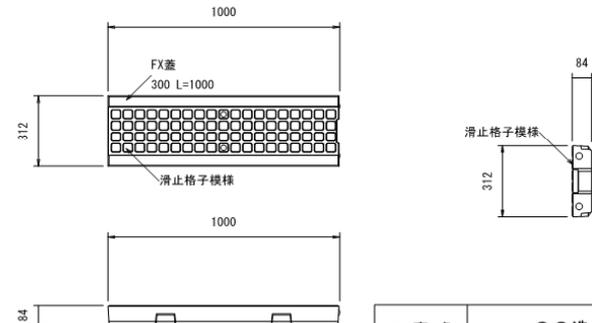
**FX300×300**

T-25 S=1:20



**FX300×300蓋**

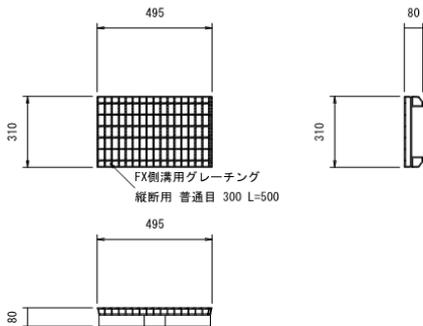
T-25 S=1:20



**FX300×300蓋**

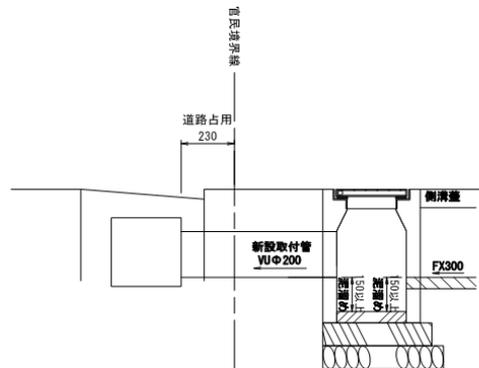
T-25 S=1:20

(排水管取付部)



**取付管VUφ200接続部**

T-25 S=1:20



工事名	〇〇造成工事		
図面名称	排水構造図		
図面番号	縮尺	図示	
設計者	〇〇〇〇	印	
申請者	〇〇〇〇〇〇		

# 7 手数料



- ・ 申請に当たっては下記に示す申請手数料を**静岡県収入証紙**により収めなければなりません。
- ・ 変更許可申請、中間検査申請も、申請の際にそれぞれ手数料が必要となります。
- ・ 中間検査申請の手数料については都市計画法に基づく開発許可を取得した「みなし許可」の案件についても必要となります。

手数料額は「盛土又は切土をする土地の面積」により決定  
(盛土・切土をする面積には盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cm以下の部分も含まれます)

面積 (m <sup>2</sup> )	金額(円)	
	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
500以内	16,000	11,000
500超 1,000以内	28,000	14,000
1,000超 2,000以内	40,000	16,000
2,000超 3,000以内	59,000	20,000
3,000超 5,000以内	68,000	29,000
5,000超 10,000以内	93,000	32,000
10,000超 20,000以内	148,000	39,000
20,000超 40,000以内	229,000	54,000
40,000超 70,000以内	359,000	74,000
70,000超 100,000以内	508,000	111,000
100,000超	657,000	136,000

様式第二  
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第12条第1項〕、〔第30条第1項〕の規定により、許可を申請します。

○年○月○日  
静岡県知事 殿

申請者 氏名 株式会社 ○○  
代表取締役 ○○ ○○

※手数料欄

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	静岡県静岡市葵区××番地 株式会社 ×× (静岡県静岡市葵区××番地 山田 太郎)		
2	設計者住所氏名	静岡県掛川市××番地 鈴木 一郎 ○		
3	工事施行者住所氏名	静岡県掛川市××番地 有限会社○○		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	静岡県富士市××字××1-1, 1-3, 3 (緯度: 34.××××××、経度: 138.××××××)		
5	土地の面積	700平方メートル		
6	工事着手前の土地利用状況	空き地(宅地)		
7	工事完了後の土地利用	従業員用駐車場		
8	盛土のタイプ	平地盛土・覆付け盛土・谷埋め盛土		
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無		
イ	盛土又は切土の高さ	5メートル		
	盛土又は切土をする土地の面積	500平方メートル		
ハ	盛土	1,200立方メートル		
	切土	100立方メートル		
10	番号	構造	高さ	延長
	1	RC構造	5メートル	10メートル
ニ	番号	構造	高さ	延長
	2	間知石擁壁構造	2メートル	10メートル
ホ	番号	種類	高さ	延長
	3	大型かご工工	2メートル	20メートル
ヘ	番号	種類	内法寸法	延長
	4	コンクリート側溝	20センチ	20メートル
ト	崖面の保護の方法	擁壁		

# 8 資力信用(許可基準)



事業が中断放置されることなく、適正に完遂されることを確保するために必要な資力及び信用があることが許可条件となっています。

## 資力信用確認書類 (法人の場合)

- ① 登記事項証明書
- ② 役員全員の住民票の写し
- ③ 直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ④ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表
- ⑤ 信用に関する申告書(細則様式3号)
- ⑥ 資金計画書(省令様式3又は5)
- ⑦ 融資証明書・預貯金残高を証する書類・その他資金を調達することができることを証する書類

## 許可基準

工事の資力及び信用の判断は目的、内容及び規模を踏まえて、資金計画の妥当性、税の滞納の有無、暴力団員等との関係の有無、法令違反の有無等諸般の事情を総合的に考慮して判断することになります。

(詳細は「申請の手引き」に記載しています。)

様式第3号 (第4条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

信用に関する申告書

土地の所在地及び地番	
工事の目的	

項目	チェック欄
1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)に該当しない。	<input type="checkbox"/>
2 法人であって、その役員の中に暴力団員等に該当する者がいない。	<input type="checkbox"/>
3 暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しない。	<input type="checkbox"/>
4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない。	<input type="checkbox"/>
5 宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「法」という。)又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しない。	<input type="checkbox"/>
6 法その他の土地の形質変更若しくは土石の堆積を規制する法令又はこれらの法令に基づく処分に違反した日から5年を経過しない者に該当しない。	<input type="checkbox"/>
7	

- (注) 1 1欄から6欄までは、該当する□にレ印を記入すること。  
2 7欄は、次のいずれかに該当する場合にその詳細を記入をすること。  
(1) 6欄にレ印を記入しない場合  
(2) 法その他の土地の形質変更若しくは土石の堆積を規制する法令に基づく指導を受け、現在対応を求められ、又は対応している場合  
3 この様式に記入した個人情報については、他の行政機関への照会に使用することがある。

申告者の信用に係る各項目について、上記のとおり申告します。

年 月 日

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)  
申告者  
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

## 信用に関する申告書

# 9 工事施工能力(許可基準)



工事施行者に必要な能力を許可の要件としており、工事内容に見合った施工能力があることが求められています。

## 工事施工能力確認書類 (法人の場合)

- 工事施行者の能力を証する書類(細則様式4号)
- 建設業法による建設業の許可等がある場合は、当該許可証等の写し

## 許可基準

- 許可を受けようとする工事内容と同等以上の難易度、規模の事業実績を有している場合には原則、工事施行者が能力を有していると判断します。
- 実績がない場合には、建設業の許可や当該工事に必要な技術・経験を有する技術者の在籍等を考慮し、工事を完遂することができる判断される場合には能力を有するものとする。

※やむを得ない事由により、工事施行者が申請時点で確定しない工事については、工事着工前に工事施工能力確認書類を提出し、工事施工能力の審査を受けることになります。

様式第4号 (第4条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

工事施行者の能力を証する書類

工事 施 行 者 の 概 要	工事施行者住所氏名					
	設立年月日					
	資本金					
	従業員数		事務職 技術職	名 名	労務職 合計	名 名
	法令による登録等					
過 去 の 工 事 の 実 績	工 事 名	場 所	面 積	金 額	許 可 番 号	着 手 日 完 了 日
			m <sup>2</sup>	千円		
			m <sup>2</sup>	千円		
備  考						

- (注) 1 工事施行者が法人であるときは、「工事施行者住所氏名」欄には、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。  
 2 「工事施行者の概要」の各欄に該当がないときは、「該当なし」と記入すること。  
 3 「法令による登録等」欄には、建設業法による建設業の許可等について記入し、当該許可証等の写しを添付すること。

## 工事施行者の能力を証する書類

# 10 有資格者の設計(許可基準)



下記に記載する工事に関しては、資格を有する者の設計によることが義務付けられています。

## 資格を有する者の設計によらなければならない工事

- ① 高さが5メートルを超える擁壁の設置
- ② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500m<sup>2</sup>を超える土地における排水施設の設置

※上記に加え、土石の堆積において構台もしくは鋼矢板を設置する場合にも、詳細な設計が必要となることから同様の資格を有する者が設計をしてください。

## 設計者の資格

設計者の資格	提出書類
大学の土木・建築課程を卒業後、土木又は建築の技術に関し2年以上の実務経験を有する者	<input type="radio"/> 卒業証明書 <input type="radio"/> 実務経験証明書(任意様式・勤務先が発行)
短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、土木又は建築の技術に関し3年以上の実務経験を有する者	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、土木又は建築の技術に関し4年以上の実務経験を有する者	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、土木又は建築の技術に関し7年以上の実務経験を有する者	
土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第19条第一号トに規定する講習を修了した者	<input type="radio"/> 実務経験証明書 <input type="radio"/> 講習を修了したことを証する書類
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、土木又は建築の技術に関し1年以上の実務経験を有する者	<input type="radio"/> 大学院等に1年以上在籍したことを証する書類 <input type="radio"/> 実務経験証明書
技術士(建設部門)の資格を有する者	<input type="radio"/> 資格証明書
一級建築士の資格を有する者	<input type="radio"/> 資格証明書

# 11 許可証発行・標識の掲示



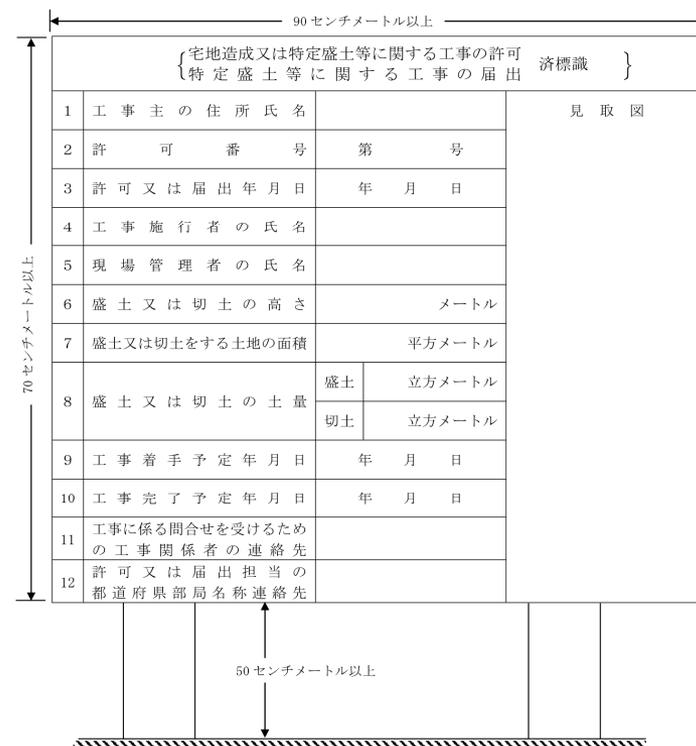
## 許可証の発行

- 許可基準への適合が認められた場合、許可証を交付されます。
- 許可権者は必要に応じ、許可に工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付すことがあります。
- 許可を取得した工事は法第12条第4項及び第30条第4項の規定により速やかに公表されることとなります。(公表に係るウェブサイトは今後整備していきます。)

## 標識の掲示

工事主は許可を取得した際には、工事を行う土地の見やすい場所に速やかに標識を設置する必要があります。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識



# 12 その他、許可後の手続き



名称	必要となる場合	手続きのタイミング
①変更許可申請	許可工事について、計画を変更しようとする場合	工事計画 の変更前
②軽微な変更の届出	許可工事について、軽微な変更をする場合(工事主の名称の変更等)	変更後遅滞なく
③着手届	許可工事に着手した場合	工事着手から10日以内
④定期報告	一定規模以上の許可工事に着手した場合、3ヶ月ごとに必要	2,5,8,11月 各月末日
⑤中間検査申請	一定規模以上の許可工事について特定工程(暗渠排水等)を実施した場合	特定工程完了から4日以内
⑥地位承継の届出 (一般承継)	許可を受けた工事主の地位を一般承継(相続・法人合併等)をする場合	承継後遅滞なく
⑦地位承継承認申請 (特定承継)	許可を受けた工事主から地位を特定承継(売買等による承継)をする場合	承継した者による工事着手前
⑧完了検査申請 (確認検査)	許可工事について、計画どおりに工事を完了した場合	工事完了から4日以内
⑨廃止届等	許可工事について、許可と異なる形で、工事を廃止・休止・再開する場合 (廃止・休止では、事前に安全上の措置に関する承認が必要)	廃止・休止をする前 (再開は、15日以内)

# 13 検査・報告



要否の欄 ○：必要,△：条件次第で必要,-：不要

		中間検査	完了検査 (確認検査)	定期報告
実施時期		特定工程完了後	工事完了後	工事期間中
申請時期		完了後4日以内	完了後4日以内	3か月毎
申請書類等		中間検査申請書	完成検査申請書 (確認申請書)	定期報告書
添付書類	写真	○	○	○
	図面	○	—	—
	その他	△ 開発許可案件	—	—
手数料		あり	なし	なし

## 中間検査の手数料

面積 (㎡)	金額 (円)
500以内	3,000
500超 1,000以内	3,000
1,000超 2,000以内	3,000
2,000超 3,000以内	4,000
3,000超 5,000以内	6,000
5,000超 10,000以内	6,000
10,000超 20,000以内	6,000
20,000超 40,000以内	12,000
40,000超 70,000以内	24,000
70,000超 100,000以内	43,000
100,000超	62,000

中間検査の手数料算定面積 = 許可申請の手数料算定面積

※ 部分検査を行う場合も同様

# 検査・報告の対象フロー



許可の交付を受けた工事である。

はい →  
いいえ →

中間検査・定期報告の対象規模以上である。

許可対象			
行為			規模
土地の形質変更	崖	盛土	2m超
		切土	5m超
		盛土+切土	
	崖以外	盛土	
土石の堆積	面積		3,000m <sup>2</sup> 超
	高さかつ面積		5m超かつ1,500m <sup>2</sup> 超
	面積		3,000m <sup>2</sup> 超

土地の形質変更の工事である。

特定工程がある工事である。

特定工程 排水施設(暗渠排水等)の工事

不要

完成検査

完成検査

定期報告

完成検査  
中間検査  
定期報告

※開発許可のみなし許可：中間検査、定期報告は必要となります。

## 宅地造成・特定盛土等(土地の形質変更) ・ 土石の堆積

<p>①盛土で高さが <b>2 m超</b> の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが <b>5 m超</b> の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>5 m超</b> の崖を生ずるもの (①②を除く)</p>
<p>④盛土で高さが <b>5 m超</b> となるもの (①③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>3,000㎡超</b> となるもの (①②③④を除く)</p>	<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 20px; border-radius: 15px; text-align: center;"> <p>中間検査の対象 対象規模 + 特定工程</p> </div>

## 宅地造成・特定盛土等(土地の形質変更) ・ 土石の堆積

⑥最大時に堆積する高さが **5 m超** かつ **1,500m<sup>2</sup>超** となるもの



⑦最大時に堆積する **面積が3,000m<sup>2</sup>超** となるもの (⑥を除く)



## 中間検査

### 検査日の調整

検査等の申請に先立ち、担当者と日程調整



### 特定工程の 工事完了

特定工程:排水施設(暗渠排水)の工事  
※特定工程が無いの工事は、中間検査は必要  
ありません。



(4日以内)

### 中間検査の 申請

検査等の対象となる工事が完了した日から4日  
以内に書面により検査等の申請



### 中間検査の 受検



### 中間検査合格証 の交付

中間検査合格後、中間検査合格証の交付



(検査合格後)

### 特定工程後の 工事着手

中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、  
特定工程後の工程に係る工事できません。

## 完了検査

### 検査日の調整

検査等の申請に先立ち、担当者と日程調整



### 工事完了



(4日以内)

### 検査の申請

検査等の対象となる工事が完了した日から4日  
以内に書面により検査等の申請



### 検査の受検



### 検査済証等 の交付

土地の形質変更:検査合格後、検査済証の交付  
土石の堆積 :除却の確認完了後、確認済証  
の交付

# 検査・報告の流れ



## 定期報告

許可証の交付



(直近の提出月(2月,5月,8月,11月))

定期報告  
1回目

許可証の交付から直近の定められて提出月に提出。  
※工事の着手に関わらず提出



(3ヶ月毎(2月,5月,8月,11月))

定期報告  
2回目以降

3ヶ月毎に提出  
※工事の休止に関わらず提出



完了検査申請書  
工事の廃止等  
届出書



	土地の形質変更	土石の堆積
報告の事項	1 <b>報告の時点</b> におけるア～オまでの事項 ア 盛土又は切土の高さ イ 盛土又は切土の面積 ウ 盛土又は切土の土量 エ 擁壁等に関する工事の施行状況 オ 防災措置の施行状況	1 <b>報告の時点</b> における以下ア～ウまでの事項 ア 土石の堆積の高さ イ 土石の堆積の面積 ウ 堆積されている土石の土量 エ 防災措置の施行状況
	2 前回の報告の時点から <b>新たに盛土</b> されたア～エまでの事項 ア 土石の土質 イ 土石の発生場所の管理者の氏名、住所 ウ 土石の発生場所の場所の名所、所在地 エ 土石の数量	2 前回の報告の時点から <b>新たに堆積</b> されたア～イまでの事項 ア 堆積された土石の土量 イ 除却された土石の土量

※ 擁壁等 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー、その他の土留

# 14 規制区域の指定時に着手済の工事の届出



規制対象となる行為でも区域指定の日(令和7年5月26日)時点で既に着手している工事は盛土規制法の許可は不要



ただし、区域指定の日(令和7年5月26日)から21日以内(令和7年6月16日(月)まで)に、法第21条第1項、法第40条第1項に基づき、届出が必要！！(着手済み工事の届出)

規制対象行為に当たる規模であれば、自社の敷地内で行っているような仮置きも届出の対象となります。

## 規制対象行為

### 宅地造成・特定盛土等

### 土石の堆積

<p>①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)</p>
<p>④盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①②③④を除く)</p>	

「崖」とは、地表面が水平面に対し、角度が30度を超える土地

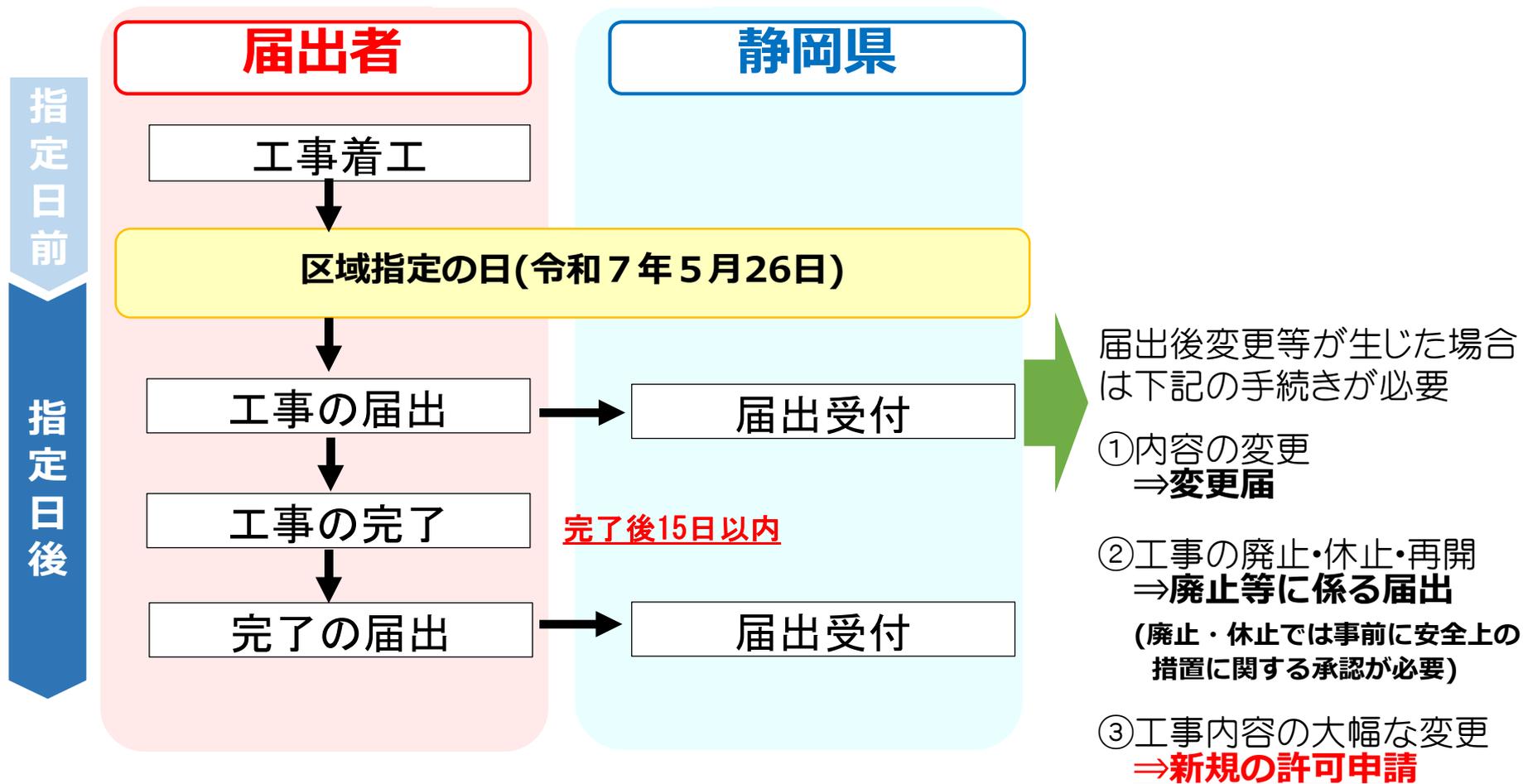
<p>⑥最大時に堆積する高さが2m超となるもの</p>	<p>⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(⑥を除く)</p>

# 14 規制区域の指定時に着手済の工事の届出



- 許可案件同様着手済み工事の届出も工事の内容が公表されます。
- 工事が完了したら15日以内に完了の届出をする必要があります。

## 届出フロー



# 14 規制区域の指定時に着手済の工事の届出



## 申請書類一覧

⇒平面図等を作成していない現場は書類の作成が必要となります。  
該当する案件については事前に準備をお願いします。

綴り順	書類名称 附属書類	詳細
1	届出書 (省令様式第15、第16)	● 工事に係る土地が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域内に跨がる場合にあっては宅地造成等工事規制区域の規定に○印を付すこと。
2	位置図	● 申請の手引き 参照
3	工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図	● 撮影位置図には撮影した位置・方向・日時を記載すること
4	図面	
	地形図	● 申請の手引き 参照
	土地の平面図	● 平面図には盛土、切土をする面積を算出した根拠を記載すること。
	土地の断面図	